

規 約

浜松北高同窓会結婚相談室
顧問 弁護士 長野哲久

1 目 的

結婚相談室所属の相談員が、登録会員を紹介し、相談に応じるなどのことにより、会員相互の婚姻活動を支援します。

2 入会資格

- (1) 入会資格は以下のとおりとします。
 - ① 当校同窓会会員または同窓会会員の親族（兄弟姉妹・子・孫・甥姪）
 - ② 当相談員の推薦を受けた方
 - ③ その他ご希望の方で事前に相談を受けた方
- (2) 入会にあたっては開室日に面接・審査があり、入会が認められない場合もあります。この場合理由の説明は致しません。

3 入会手続き

- (1) 申込書・写真に入会料と登録料を添え、開室日に本人が来室の上手続きしてください。但し本人の来室が困難な場合は、ご相談ください。
- (2) 詳細は、ホームページの入会概要をご覧ください。

4 諸費用

- (1) 諸費用は以下のとおりとします。
 - ① 入会料 5,000円
 - ② 登録料 10,000円（入会から5年間有効）
 - ③ 再登録料 10,000円（再登録時から5年間有効）
 - ④ 成立料 30,000円（ご両家合わせて）
- (2) お引き合わせ料はいたしません。

5 相談室の役割

- (1) 相談室を月2回程度北高同窓会館にて開催し、相談を受け付けます。
- (2) 申込み相手に連絡を取ります。
- (3) 双方をお引き合わせします。
- (4) 詳細は、ホームページのご成婚までの流れをご覧ください。

6 再登録・退会手続き

- (1) 入会から5年が経過した時、ご希望の方は6か月以内に再登録をしてください。その際に写真・書類の差し替えが必要です。以後の再登録も同様となります。
- (2) 退会手続きは、書面またはメールで、必ずその旨を通知してください。
- (3) 預かりの書類及び写真は、退会時に当方で破棄処分します。

7 会員資格の喪失

- (1) 以下のいずれかに該当した場合、相談室から資格を喪失した旨の通知をします。
 - ① 会員及び相談員に対して不相応な言動があった場合
 - ② 規約違反があり、その遵守要請が受け入れられない場合
- (2) 会員資格の喪失に不服申し立てがある場合は、その理由を書面にて記載の上、相談室に送付してください。（電話での申し立ては受け付け致しかねます）

8 注意事項

- (1) お見合以降の経過は、担当の相談員に必ず報告してください。
- (2) 相談室で得た一切の情報は、在籍中も退会後も秘密厳守してください。

改定 2022年4月1日